

再意見書

平成21年7月13日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 104-0032

住所 とうきょうとちゅうおうくはつちようぼり 東京都中央区八丁堀1-7-2 かやばちようだい2ながおかびる 茅場町第2長岡ビルB1

氏名 かぶしがいしゃどみる 株式会社DOMIRU

常務取締役 きさだりよう 笹田 亮

電話番号

メールアドレス

平成21年5月26日付け情郵審第3013号で公示された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出いたします。

(別紙)

## 1. はじめに

平成21年6月30日に総務省より広報された「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集の結果及び再意見の募集」に基づき、意見書を提出させていただきます。

弊社としては、上記で公表された意見に関して、社団法人日本インターネットプロバイダー協会（JAIPA）殿の見解に概ね賛同するものですが、今回、いわゆるローミング事業者として再意見を提出させていただきます。

## 2. トンネル方式とネイティブ方式の併存について

現在申請されている条件で、トンネル方式とネイティブ方式が共に認可されるとなると、我々ローミング事業者はネイティブ方式提供事業者の3社に選定されない限り、事業継続は困難であると予想されます。懸念点としては以下を考えています。

(ア) トンネル方式は「アダプタ」をユーザー負担としており、トンネル方式を採用したローミングサービスを利用するISPは、ネイティブ方式で提供されるローミングサービス採用ISPに比べ、コスト面で著しく不利であり、トンネル方式ローミング事業者や傘下ISPは存続することは不可能と予想されます。

(イ) ネイティブ方式の網内折り返し機能を利用するトラフィックは、トンネル方式のインターネット接続となるトラフィックと比較して、低コストであり公平な競争を阻害する恐れがある。

(ウ) ネイティブ方式は、事業者選定後3社とNTT東西とで個別に協議するとされるコストが不透明であり接続申し込みをするか否かの判断が困難である。しかしながら、個別協議での恣意的な価格設定で、トンネル方式事業者不利益を被る可能性を考慮すると、ネイティブ方式に対して接続申し込みを申請せざるを得ない状況に追い込まれている。

## 3. トンネル方式について

トンネル方式の接続方法は、現在のフレッツ網との相互接続と同様の方式であり、不明瞭な点は少ないと考えられます。

但し、アダプタ費用のユーザー負担は現実的ではなく、再考を求めます。

## 4. ネイティブ方式について

現時点で不確定な要素（技術的・コスト的）が多く存在しているため、判断が難しいと考えています。特に、本来であれば広く接続を受け入れるべき相互接続の基本概念に沿わない3社限定である点など、技術的な問題を解決して多数の接続を実現できるようになった段階で開始すべきと考えます。

3社とされる事業者選定の方法について、ルールが曖昧であり再考を求めます。申請内容によれば、接続を希望している事業者自身が提供しているアカウント数は、集計に含めないとされていますが、その親会社・子会社が申請した場合どのように判断されるのか、など不明瞭な点が多く改善を求めます。

## 5. 要望

トンネル方式、ネイティブ方式が併存する場合、エンドユーザーの費用負担において、アダプタ費用の有無で差異が発生し、大きな混乱が予想されます。第一に、ユーザーの費用負担が公平となるように変更を求めます（すなわち、アダプタ費用の廃止）。

第二に、ネイティブ方式については技術的な問題とされている、接続事業者数の3社制限などに関しては、問題を解決してから接続を開始するべきと考えます。いわゆるマルチプレフィックス問題についても、3社と協議との姿勢ですが本来はNTT東西の責任で解決すべき問題です。